

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定及びその高度化等の検討、産業廃棄物処理業の新しいビジネスモデルの提示など、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2．事業計画

- (1) 地方事務所と連携した処理業者及び排出事業者の優良化に向けた普及啓発及び研修の実施
- (2) 新ビジネスモデルの支援
- (3) 優良性に係る評価基準の高度化、多量排出事業者の優良化指標の検討
- (4) 優良業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築
- (5) 産業廃棄物処理業実態調査
- (6) 情報開示システムサポートデスクの設置

3．施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
産業廃棄物処理ビジネスの振興